

健衛発1225第2号
平成25年12月25日

各 { 都道府県 }
 { 政令市 } 衛生主管部(局)長 殿
 { 特別区 }

厚生労働省健康局生活衛生課長
(公印省略)

出張理容・出張美容に関する衛生管理の徹底について

標記については、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」に基づき、衛生管理の指導に当たっていただいておりますが、今般、厚生労働省老健局高齢者支援課長及び振興課長から別添のとおり各都道府県等の福祉担当部(局)長あて通知されましたので、御了知願います。

老高発 1225 第 2 号
老振発 1225 第 1 号
平成 25 年 12 月 25 日

都道府県
各 指定都市 福祉担当部（局）長殿
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（公印省略）

振 興 課 長
（公印省略）

出張理容・出張美容に関する衛生管理の徹底について

介護保険制度の円滑な推進につきましては、平素から格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今後、高齢化の進展に伴い、理容師又は美容師が在宅や老人福祉施設に赴き、高齢者に対して理容又は美容を行う機会が増大していくことが予想されますが、高齢者の心身の状況を踏まえ、衛生管理に特段の留意が求められることから、今般、当省健康局生活衛生課より、別添のとおり依頼があったところです。

特に、入所者の重度化が進む介護老人福祉施設においては、入所者に対し、整容等の介護を適切に行うことが求められます。

つきましては、老人福祉施設での出張理容・出張美容に関し、下記事項について御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係者、関係団体等に対して周知いただきますようお願いいたします。

また、在宅で介護を行う高齢者に係る出張理容・出張美容についても、あわせて、下記事項の2について御了知の上、管内市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 老人福祉施設において出張理容、出張美容を行う場合には、理容師又は美容師の施術や衛生保持の上で適切な場所を確保願いたいこと。また、その際、洗髪のための設備等施術環境にも十分配慮願いたいこと。
2. 出張理容・出張美容を行う実施主体については、理容所又は美容所の開設者がふさわしいことから、事業者の選定に当たり、このことを十分に考慮願いたいこと。

老健局高齢者支援課長 殿
老健局振興課長 殿

健康局生活衛生課長
(公印省略)

出張理容・出張美容に関する衛生管理について

標記については、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成19年10月4日付け厚生労働省健康局長通知）によって、別添のとおり、地方公共団体に対し、その指導に遺漏なきようお願いしているところですが、今後、高齢化の進展に伴い、在宅や老人福祉施設に理容師又は美容師が赴き、高齢者に対して理容又は美容を行うケースが増加していくことが予想されます。

出張理容・出張美容については、上記の通知においても、都道府県等の検査の上で使用が認められるなど指導の枠組みのある理容所又は美容所の開設者（当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む。以下、同じ。）が実施主体としてはふさわしい旨を示すとともに、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」に基づき衛生の確保や向上を図ることを求めているところです。

高齢者に係る出張理容・出張美容については、高齢者の心身の状況を踏まえ、衛生管理に特段の留意が求められることから、老人福祉施設での出張理容・出張美容については、施設の設備及び運営を監督する観点からも、下記の点に留意していただくよう、施設の関係者に対して、所要の指導をお願いします。

また、在宅で介護を行う高齢者に係る出張理容・出張美容についても、あわせて、下記の2に関して留意をいただくよう、地方公共団体に対して周知をお願いします。

記

1. 老人福祉施設において出張理容、出張美容を行う場合には、理容師又は美容師の施術や衛生保持の上で適切な場所を確保願いたいこと。また、その際、洗髪のための設備等施術環境にも十分配慮願いたいこと。
2. 出張理容・出張美容を行う実施主体については、理容所又は美容所の開設者がふさわしいことから、事業者の選定に当たり、このことを十分に考慮願いたいこと。

生食衛発0324第1号
平成28年3月24日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部生活衛生課長
(公 印 省 略)

理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号に基づく
出張理容・出張美容の対象について

理容所又は美容所以外の場所で理容又は美容の業務を行うこと（以下「出張理容・出張美容」という。）については、規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）において、「現行の「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の判断基準を明確化し、該当事例も含めて地方公共団体に周知徹底する。」とともに、「疾病その他の理由により、理容所、美容所に来ることができない者」の対象範囲の拡大について、利用者ニーズ等を踏まえ検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。」とされたところです。

今般、同計画を踏まえ、出張理容・出張美容を行うことができる場合として、理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第4条第1号及び美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第4条第1号に規定する「疾病その他の理由により、理容所（美容所）に来ることができない者」に該当すると考えられる者について、下記のとおり整理しましたので、下記内容を十分御了知の上、適切な運用を図っていただくとともに、貴管下事業者等に対する周知及び指導等に遺漏なきようお願いいたします。

記

- 1 理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号には次のような者が該当すると考えられること。

- (1) 疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障害、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理容所又は美容所に来ることが困難であると認められるもの
- (2) 自宅等において、常時、家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者であって、その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難であり、仮に、自宅等に育児又は介護を受けている家族を残して理容所又は美容所に行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められるもの

なお、理容師法施行令第4条第3号及び美容師法施行令第4条第3号においては、出張理容・出張美容を行うことができる場合として、「都道府県等が条例で定める場合」を規定しており、当該規定に基づき、地域の実情等に応じて、上記以外の場合を対象にすることを妨げるものではないが、理容又は美容の業を行う場合、理容師法（昭和22年法律第234号）第6条の2及び美容師法（昭和32年法律第163号）第7条に基づき、原則として理容所又は美容所で行わなければならないとされている趣旨を十分に踏まえること。

2 出張理容・出張美容の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 出張理容・出張美容の実施に当たっては、出張理容・出張美容の衛生を確保するため、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知の別添）を衛生管理の指導に当たっての指針として活用し、必要に応じて条例又は要綱等を制定するなどにより、引き続き、その適切な運用に努めること。
- (2) 出張理容・出張美容の対象とならない者に対して、出張理容・出張美容を行うことは、理容師法又は美容師法違反となるものであり、そのような行為が行われることのないよう、出張理容・出張美容の実施状況等について把握に努め、仮に法律違反の行為を把握した場合には、厳正に対処すること。
- (3) 1(2)に示した者に対し、出張理容・出張美容を行う場合にあっては、施術を受ける者の監護下にある者に事故等が生じないよう留意すること。

参考資料②

○出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について

(健発第1004002号 平成19年10月4日)

(各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区長あて厚生労働省健康局長通知)

近年の高齢化の進展により、介護老人福祉施設など理容所又は美容所以外の場所に理容師又は美容師が出向いて行う理容又は美容（以下「出張理容・出張美容」という。）に対する社会的なニーズが高まっており、これまで以上に出張理容・出張美容に係る衛生の確保が求められているところであるが、出張理容・出張美容の衛生の確保について必ずしも全国的に十分な指導等がなされているとは言えない実情にある。

については、今般、出張理容・出張美容の衛生を確保するため、別添のとおり「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」を定めたので、下記事項にも留意の上、関係者に対して周知を図るとともに、衛生管理の指導に当たっての指針として活用されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の1第1項に規定する技術的な助言に当たるものである。

記

- 1 出張理容・出張美容を行う者に対して衛生の確保のための指導等を行うに当たっては、必要に応じて条例又は要綱等を制定するなどにより行われたいこと。
- 2 出張理容・出張美容について、理容師法（昭和23年法律第234号）第11条第1項又は美容師法（昭和32年法律第163号）第11条第1項に基づき理容所又は美容所の開設の届出をし、理容師法第11条の2又は美容師法第12条の規定に基づき都道府県知事等の検査を受け、使用することができることとされている理容所又は美容所の開設者（当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む。）であれば、所要の指導等を行うことができる枠組みが存在していることから、その実施主体としてふさわしいと考えられる。しかし、各都道府県、政令市又は特別区がそれぞれ実情を考慮し、出張理容・出張美容の主体を理容所又は美容所の開設者に限定しない場合には、これらの者以外の出張理容・出張美容を行う者が、本要領に基づく衛生

措置を確保するよう、ホームページその他の媒体を通じて出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先の周知を図るとともに、営業者の名称、営業区域、従業員等について把握等ができる条例又は要綱等を制定するなどにより、特にその指導に遺漏なきを期されたいこと。

(別添)

出張理容・出張美容に関する衛生管理要領

第1 目的

この要領は、出張理容・出張美容に関する作業環境、携行品等の衛生的管理及び消毒並びに従業者の健康管理等の措置により出張理容・出張美容に関する衛生の確保及び向上を図ることを目的とする。

第2 作業環境

- 1 不特定多数が利用する施設等において出張理容・出張美容を行う場合には、作業及び衛生保持に支障を来さないよう、不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室などにおいて行うことが望ましいこと。
- 2 作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用した構造が望ましいこと。これによらない場合は、ビニールなど不浸透性材料のシートの上で作業を行うこと。
- 3 作業場内は、不必要な物品等が近くにないところが望ましいこと。
- 4 作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。

第3 携行品等

出張理容・出張美容を行う際には、次の器具等を携行すること。

- 1 洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容器具・美容器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できるもの
- 2 使用済みのはさみ等の理容器具・美容器具を、安全に収納できるもの
- 3 消毒された布片類・タオルと、これらを衛生的に収納できるもの
- 4 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料
- 5 手洗いに必要な石ケン、消毒液等

第4 管理

1 作業環境の管理

- (1) 作業場内には、みだりに犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと。
- (2) 作業終了後は、作業場の清掃を十分行い、清潔にすること。

2 携行品等の管理

- (1) 洗浄及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納

ケース等に保管すること。

- (2) 使用済みのかみそり（頭髪のカットのみの用途（レーザーカット）に使用するかみそりを除く。以下同じ。）及びかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済みの器具と区別して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。取扱いの際は、器具の突き刺し事故に注意すること。

3 従業員の管理

営業者は、常に従業員の健康管理に注意し、従業員が感染症、感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業員を作業に従事させないこと。

第5 衛生的取扱い等

- 1 作業室には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- 2 作業中、従業員は清潔な外衣（白色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすいもの）を着用し、顔面作業時には清潔なマスクを着用すること。
- 3 従業員は、常につめを短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- 4 作業場においては、喫煙及び食事をしないこと。
- 5 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
- 6 皮膚に接する器具類は、使用後に洗浄し、消毒すること。
- 7 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客1人ごとに置き替えること。
- 8 使用後の布片類は、他のものと区別して収納すること。帰宅後、洗剤等を使用して温湯で洗浄することが望ましいこと。
- 9 蒸しタオルは消毒済みのものを使用すること。
- 10 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。
- 11 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃すること。
- 12 毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ、適正に処理すること。
- 13 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに置き替

え又は洗浄し、常に清潔にすること。

- 14 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（平成16年1月30日健感発第0130001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等を参考にすること。
- 15 パーマネントウエーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及び化粧品として、薬事法による承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。また、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、特に排気に留意すること。

第6 消毒

理容所及び美容所における衛生管理要領（昭和56年6月1日付け環指第95号厚生省環境衛生局長通知）に準じること。

第7 自主管理体制

1 衛生管理責任者の設置

理容師法第11条の4第1項又は美容師法第12条の3第1項の規定に該当しない営業者が出張理容・出張美容を行う場合において、常時2人以上の理容師又は美容師を出張理容・出張美容に従事させる場合には、事務所等の設備、器具等の衛生の点検管理、従業員の感染症罹患の有無の確認、従業員の衛生教育等を行う衛生管理責任者として、理容師法第11条の4第2項の規定に基づく管理理容師又は美容師法第12条の3第2項の規定に基づく管理美容師の資格を有する者を置くことが適当であること。

2 衛生管理要領の作成及び周知

営業者又は衛生管理責任者は、出張理容・出張美容に係る作業環境や取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業員に周知徹底すること。